

株式会社 musubu 返戻金制度

採用決定者が入社後 3 カ月未満の間に、本人の都合による退職又は本人の責に基づく解雇により、雇用契約が終了した場合、受領した紹介手数料から下記に定める金額を返還する。

- ・入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合、紹介手数料 100%

(入社後 3 ヶ月を超えた場合は、理由の如何を問わず返還できかねます)

但し、求人者の都合による退職の場合や労働条件などが雇用契約の内容と著しく異なることを起因とする退職は、返戻金制度は適用されません。

許可番号 25-ユ-300314

事業所名称 株式会社 musubu

事業所所在地 滋賀県草津市野路一丁目 15 番 15-407